

家畜保健衛生だより

令和4度 第3号

ゴールデンウィーク期間中における豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策徹底をお願いします！

今年3月には山口県の野生イノシシにも豚熱感染が拡大しており、県内でも依然として各地でイノシシ感染事例が確認されているほか、今シーズン 23 事例発生の高病原性鳥インフルエンザについては、渡り鳥の移動が続くゴールデンウィークの期間も油断は禁物です。

また、国内での発生が続いている豚熱や高病原性鳥インフルエンザだけでなく、昨年11月にタイでも初発生し周辺国で感染が拡大するアフリカ豚熱、昨年10月に中国で発生した口蹄疫など、周辺国では家畜伝染病が発生しており、国内への侵入リスクは依然高くなっています。自分の農場を守るためにには、野生動物による農場内への病原体侵入防止対策など、一層の緊張感をもって防疫対策にあたることが重要です。

～畜産農場および関係者の皆様へ 次の点にご留意ください～

畜産関係者等の海外渡航の自粛

- ✓ 令和4年3月から観光目的以外の入国が認められるようになったことに伴い、家畜伝染病発生地域からも渡航者・物流が増加しています。家畜を飼養する皆様方は、引き続きアフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域への渡航の自粛と、国際郵便による畜産物の持込み禁止の周知を徹底するようお願いします。

衛生管理区域及び畜舎内への病原体持込みの防止徹底

- ✓ 看板の設置等により、必要のない方が衛生管理区域若しくは畜舎に立ち入ること、又は不要な物を持ち込むことがないよう配慮をお願いします。
- ✓ 卫生管理区域、特に畜舎に立ちに入る場合又は物を持ち込む場合には、専用の手袋・靴の着用、手指・持ち込む物品の消毒等必要な措置を実施するようお願いします。
- ✓ 病原体の侵入及び感染拡大の大きな原因となる野生動物の侵入防止対策として、防護柵・防鳥ネットの設置等をお願いします。

毎日の健康観察、早期発見及び早期通報の徹底

- ✓ 感染拡大を防止するためには、毎日の健康観察と早期通報が重要です。
- ✓ 豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等については、その特徴的な症状について、「特定症状」が定められています。
- ✓ 特定症状を呈している家畜またはその死体を発見したときは、管轄する家畜保健衛生所に速やかに届出をお願いします。

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679

口蹄疫の特定症状

(牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし)

次の1～3のいずれかの症状を呈していること（鹿の場合、1では①・③に該当すること）。

1 次のいずれにも該当すること。

① 39.0度以上の発熱があること。

② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下、または泌乳の停止があること。

③ 口腔内等（※1）に水疱等（※2）があること。

2 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合は、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

※1 口腔内等…口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房

※2 水疱等…水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く）

豚熱・アフリカ豚熱の特定症状

(豚・いのしし)

次の1～4のいずれかの症状を呈していること。

1 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。

2 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、以下のいずれかの症状を示す豚が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること（農場に浸潤している他の疾病によるものや、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない）。

① 40度以上の発熱、元気消失、食欲減退

② 便秘、下痢

③ 結膜炎（目やに）

④ 歩行困難、後軀麻痺、けいれん

⑤ 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）

⑥ 流死産等の異状産の発生

⑦ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

3 同一の畜房内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖または肥育に供する豚等が突然死亡すること。

4 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（1万個未満/ μl ）または好中球の核の左方移動が確認されること。（農場に浸潤している他の疾病によるものや、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない）。

高病原性及び低病原性

鳥インフルエンザの特定症状

(鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・
ほろほろ鳥・七面鳥)

同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が、過去21日間の平均した死亡率の2倍以上となった場合。

ただし、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの疑いを否定できない場合（※3）も連絡を！

※3 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している場合

5羽以上の家きんが、まとまって死亡又はうずくまっている場合

【注意】

ただし、家畜（家きん）の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等による、口蹄疫、豚熱・アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。